

今年も 市民税(住民税)の 申告の季節が やってきました。

市民税・県民税(住民税)は、前年中(平成11年1月1日)〜12月31日)の総所得金額を算出し、そこから所得控除額(扶養控除などの所得から差し引かれる金額)を差し引き、その残金額の段階に応じて所定の税率を乗じ、「平成12年度市民税・県民税」として課税されます。

申告書は、届いたら必ず開封してください。申告に必要な書類や詳細は同封の「申告の手引き」をご覧ください。申告者(自身で申告書を作成の上、期限内に提出(申告)してください。

申告しなければならぬ人

■住民税の申告書が届いた人
申告が必要と思われる人には、2月上旬、市から住民税の申告書を送付します。申告書を受け取った人は必ず申告してください。

■平成12年1月1日現在白根市に

住民登録のある人で、次のような所得があった人
(※所得の内容によっては、納税相談の際、確定申告に切り替えていただく場合があります)

- ①営業、農業、その他の事業、不動産(地代・家賃等)、利子、配当、その他の賃金(日雇・パート・アルバイト等含む)、年金、



報酬などの所得があり、所得税の確定申告をしなくてよい人

- ②給与所得者で次に該当する人
 - ・勤務先(給与の支払者)から給与支払報告書が白根市役所に提出されていない人
 - ・給与所得以外に①のような所得のあった人
- ・平成11年中に勤務先を退職した人、中途就職した人、勤務先を変更した人
- ③平成11年中に医療費を支払った人や、雑損控除および寄付金控除などの所得控除を受けようとする人
- ④公的年金等の受給者で、社会保険料控除や生命・損害保険料控除等の所得控除を受けようとする人

- ⑤平成12年1月1日現在白根市に住所のない人で、市内に個人の事務所や家屋敷を有する人
- 所得がなかった人
 - ①市民税・県民税は、下の「申告をしなくてもよい人」に該当する以外の人は、すべての所得について申告してください。
 - ②申告書等の提出がない人は、各種証明書の発行はできません。
 - ③申告書は、国民健康保険料等の賦課や軽減税率適用の算定基礎資料となります。

申告しなくてもよい人

- ④平成11年中は親族の扶養家族であった人、学生で所得のなかった人、病氣や失業などで所得のなかった人、遺族年金や障害年金を受けていた人、また、その他の理由で所得のなかった人も、申告書に前年中の状況を記入の上、必ず提出してください。
- ⑤申告前までに申告書が届かなかった人は、申告相談会場等で請求してください。

■確定申告書を税務署に提出する人(白根市は新潟税務署管内)

(注1) 事業所得や譲渡所得のある人の、確定申告書を受受することとは可能ですが、市納税相談会場での適正・適法な納税相談は困難です。税務署で確定申告を行い、確かな納税をされるようお願いいたします。

■給与支払報告書が勤務先から当市役所に届いている給与所得者で、所得控除を希望されない人など

(注2) 税務署で確定申告ができない人は、申告書に必要な事項を記入し、収支内訳書等の関係帳票を添付の上、申告期限内に税務署へ到達するように直接送付されるとともに、算出した税金も納税してください(用紙は市税務課にも用意してあります。郵送での請求は遠慮ください)。

税務署からの お知らせ



次のような人は、所得税の確定申告が必要です。

- ①自営業者や不動産所得がある人
- ②給与所得者で年末調整されていない人や給与以外に20万円を超える所得がある人
- ③給与所得者で、2カ所以上から給与等の支払いを受けている人
- ④土地や建物を売却した人

■問い合わせ 新潟税務署 ☎229・2151(代表)

税理士による 還付申告無料相談

2月8日(火)から10日(木)までの3日間、税理士事務所において次のような少額の還付申告相談や申告書の作成を無料で行います。

最寄りの税理士事務所へ事前に電話連絡の上、お出掛けください。

- ①年金を受けている人
- ②給与所得者で、医療費控除を受けようとする人

■問い合わせ 関東信越税理士会 新潟支部特設電話(2月10日まで) ☎229・3077

※税理士別相談日程表が、税理士会館、税務署に用意してあります

還付申告の受け付け

年金受給者、住宅借入金等取得控除、医療費控除の還付申告を受け付けます。必要書類などについては、「広報しろね」1月合併号をご覧ください。

■受付期間 2月7日(月)〜10日(木)
■受付時間 午前9時30分〜11時30分 午後1時30分〜4時 会場 市役所4階大会議室

住民税申告の受け付け

住民税の申告書を次のように受け付けます。左の申告カレンダーをご覧の上、会場等に留意し、都合の良い日時にお出掛けください。

■土曜日の申告相談日を次のとおり開設します。ご利用ください

土曜開設日 3月11日 受付時間 午前9時30分〜11時30分 午後1時〜4時 会場 2階 サブアリーナ

■住民税申告相談5つのおお願い

- ①申告相談日は、早朝に来場されても、会場準備が済むまでお待ちいただくこととなります。
- ②例年、申告会場は受付開始直後、大変混雑します。午後2時以降は比較的すいています。時間差での申告にご協力ください。
- ③申告会場では受付係員の配置や整理券の配布は行いません。来場されたら、会場内の空いている相談席にお座りください。
- ④申告時間短縮のため、申告書を記入の上、ご来場ください。申告相談は記入済みの人を優先させていただきます。

⑤申告会場についてのお願い
・2月16日(水)〜23日(水)の各地域生活センターの相談会場では、当該地区の課税資料のみ準備してあります。地区外の人の場合、対応できないこともあります。
・2月24日(木)〜3月6日(月)は指定地区の人が優先となりますが、3月7日(火)以降が都合が悪い人も、申告においていただけます。

■記入の完了した住民税の申告書は、郵送でも受け付けます
資料を添付し、同封の返信用封筒で返送してください。

※カルチャーセンター会場では申告書のコピーサービスを行います。必要な人は提出前にコピーしてください

住民税の申告相談カレンダー

受付時間 = 午前 9:30〜11:30
午後 13:00〜16:00

2月	対象区	会場
16 水	茨曾根	茨曾根地域生活センター
17 木	新飯田	新飯田地域生活センター
18 金	庄瀬	庄瀬地域生活センター
21 月	大郷	大郷地域生活センター
22 火	巻根	巻根地域生活センター
23 水	根岸	根岸地域生活センター
24 木	白井	カルチャーセンター 2階 サブアリーナ
25 金	小林	
28 月	大通	
29 火	白根	

3月	対象区	会場	
1 水	白根	カルチャーセンター 2階 サブアリーナ	
2 木			
3 金			
6 月			
7 火			
8 水			
9 木			
10 金			
11 土			申告をせまな人 済ませたい
13 月			
14 火			
15 水			

住民税の 年税額



個人の住民税は、均等の額によって負担する「均等割」と、その人の所得金額に応じて負担する「所得割」の2つで構成されています。

※この広報の内容は平成12年1月現在のものです。今後、税法等の改正が行われた場合、新税法の適用もあります

市民税・県民税所得割の税率表

課税所得の段階	税率	(参考)速算性除額
200万円以下の金額	3%	0円
200万円を超え700万円以下	8%	100,000円
700万円を超える金額	10%	240,000円

課税所得の段階	税率	(参考)速算性除額
700万円以下の金額	2%	0円
700万円を超える金額	3%	70,000円

■均等割

①均等割額
市民税 2,000円
県民税 1,000円
合計額 3,000円…A

■所得割

②例えば夫婦が同じ市内に住んでいて、夫が均等割を納税しているとき、その妻は均等割が非課税となります。

所得割の税額は、次の方法で算出します。

所得金額 - 所得控除額
= 課税所得金額 (1,000円未満切り捨て)…B
B × 税率 (右表参照) - 税額控除…C
C - C × 定率による税額控除額 (15%・上限4万円) = 所得割額 (100円未満切り捨て)…D

■税額 A + D = 市・県民税の年税額

申告期間中、担当職員は納税相談会場へ出張していますので、電話での適切な対応は困難です。「申告期間前」の問い合わせに、ご理解とご協力をお願いします



申告についての問い合わせは、市役所税務課市民税係 ☎373・2111 ☎244・2505252